

(仮称) 千葉市子ども基本条例の制定に関するアンケート調査 (18 歳～29 歳)

【基本項目】

問 1 あなたの状況について教えてください。

- 1 大学生 2 学生 (大学生以外)
- 3 働いている (アルバイト等) ※学生ではない場合に限る。
- 4 働いている (正社員) 5 その他 ()

問 2 養育経験の有無について

- 1 現在子どもを養育している。又は養育した経験がある。
- 2 子どもを養育したことはない

【こどもの権利】

1989 年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約 (こどもの権利条約)」では、こどもが、生まれながらもっている 4 つの大切な権利として以下の権利をあげています。

①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる

②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる

③守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる

④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

問 3 あなたは「こどもの権利条約」について、聞いたことがありますか。

- 1 聞いたことがあります、内容もある程度知っている。
- 2 聞いたことがあります、内容を少しだけ知っている。
- 3 聞いたことはあるが、内容はわからない。
- 4 聞いたことがない。

※1、2、3 と回答した方は、どうやって聞いたり知ったりしましたか。

- 1 学校の授業や先生の話 2 学校で配られたパンフレット
- 3 その他のパンフレットなど 4 イベントや講演会など
- 5 市のホームページ 6 家族や友達から 7 テレビ・新聞などの報道
- 8 インターネット情報 9 その他 () 10 わからない

問 4 あなたの普段の生活の中で、「こどもの権利」に関わることについて、

ア とても守られていると思うものに A
イ 守られていると思うものに B
ウ 守られていないと思うものに C と記入してください。

- 1 命が守られ、平和で安全に暮らすこと ()
- 2 心身ともに、健康に生きるための環境が保障されること ()
- 3 愛情を受けて育てられること ()
- 4 いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること ()
- 5 障がい、民族、国籍、性別、家族など、どんな理由でも差別を受けないこと ()
- 6 自分を守るために必要な情報や知識を得ること ()
- 7 困ったときに気軽に相談し、自分に合った支援を受けること ()

- 8 かけがえのない自分を、自分自身で大切にできること ()
- 9 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること ()
- 10 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること ()
- 11 学び、遊び、休息すること ()
- 12 仲間をつくり、集まること ()
- 13 プライバシーが守られること ()
- 14 様々な芸術、文化、スポーツ、自然に触れ親しむこと ()

- 15 自分に関係することを、自分に合った支援を受け、自分で決めること ()
- 16 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること ()
- 17 家庭、学校、地域などあらゆる場で、自分に関わることについて、意見を表明すること ()
- 18 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮をされること ()
- 19 わかりやすい情報提供を受けるなど、社会への参画に必要な支援を受けること ()

問5 千葉県では、このようなこどもの権利が大切にされていると思いますか。

- 1 大切にされている場合が多い
- 2 どちらかという大切にされている場合が多い
- 3 どちらかという大切にされていない場合が多い
- 4 大切にされていない場合が多い
- 5 わからない

理由 ()

問6 こどもの権利条約における4つの権利以外で、あなたが必要と思う権利があればお答えください。(自由筆記)

()

問7 こどもが健やかに育つために必要だと思うことを優先度の高いものから3つ選んでください。

- 1 こどもをあたたかく見守る大人の存在
- 2 保護者に対する行政の支援
- 3 保護者やこどもに対する地域の支援
- 4 しつけ
- 5 こどもに対する発達過程に応じた支援や教育
- 6 不登校児童生徒に対する理解やフリースクールへの支援
- 7 ひきこもり対策
- 8 里親制度など、養育する大人のいないこどもに対する支援
- 9 こども自由に過ごすことができる居場所の確保
- 10 保護者やこどものための相談機関の設置
- 11 生活の中で権利の侵害をうけているこどものための救済機関の設置
- 12 ヤングケアラー対策
- 13 困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援
- 14 声をあげることができないこどもの意見を聞くための取組み
- 15 その他（自由筆記）

【相談機関】

問8 あなたは、悩みごとがある場合にだれに相談しますか。相談する人をすべて選んでください。

- 1 父親
- 2 母親
- 3 兄弟姉妹
- 4 祖父母や親せき
- 5 友達
- 6 近所(地域)の大人
- 7 会社・アルバイト先の仲間
- 8 会社・アルバイト先の上司
- 9 インターネット上の知り合い
- 10 電話相談などの相談員
- 11 その他（)
- 12 相談できる人はいない

問9 下記の相談機関のうち、あなたが知っているものをすべて選んでください。

- 1 Link (子ども・若者総合相談センター)
- 2 青少年サポートセンター
- 3 子どもと親のサポートセンター
- 4 こころの健康センター
- 5 千葉いのちの電話
- 6 よりそいホットライン
- 7 その他 ()

問10 あなたは、だれでも相談できる機関について、どのようなところであれば相談してみようと思いますか。相談しようと思うものをすべて選んでください。

- 1 どんな話でも聞いて受け止めてくれる
- 2 自分の名前を知られずに相談できる
- 3 24時間いつでも相談できる
- 4 電話代などが無料
- 5 メールで相談できる
- 6 SNSで相談できる
- 7 自宅から近い
- 8 多くの相談を受けた実績がある
- 9 一緒に考えてくれる
- 10 解決に向けて様々なところに働きかけてくれる
- 11 その他 ()
- 12 特に相談したいと思わない

問11 あなたは何かをしたり、決めたりするとき、年下の人から意見を聞くことがありますか。

- 1 よく聞いている
- 2 だいたい聞いている
- 3 ほとんど聞いていない
- 4 聞いていない

問12 地域で何かをしたり、決めたりするとき、大人はこどもの意見を聞いていますか。

- 1 よく聞いている
- 2 だいたい聞いている
- 3 ほとんど聞いていない
- 4 聞いていない
- 5 わからない

問 13 地域の大人が聞いたこどもの意見は、実現されていますか。

- 1 よく実現されている
- 2 実現されている
- 3 ほとんど実現されていない
- 4 実現されていない
- 5 わからない

問 14 こどもが自分の意見を大人に伝えるために必要だと思うことを1つ選んでください。

- 1 こどもの意見に耳を傾ける大人の存在
- 2 こどもが意見を形成するために、こどもの権利など必要な情報を伝えること
- 3 こどもが積極的に意見を話せる機会・場所
- 4 その他（自由筆記）

問 15 学校の運営やまちづくりにこどもの意見を取り入れることについて、あなたの考えに近いものを1つ選んでください

- 1 こどもは発達段階にあり未熟なので、積極的に意見をきかなくてもよい。
- 2 基本的には大人が決めることではあるが、こども自身に関わることは意見を聞いたほうがよい。
- 3 こども自身に関わることでなくても、大人は積極的にこどもの意見に耳を傾ける必要がある。
- 4 その他（自由筆記）

【こどもの生活】

問 16 次の項目について、あなたが生活をする中で差別や格差があると感じるかお答えください。

- 1 性別 （A とても感じる B 少し感じる C 感じない）
- 2 障害の有無 （A とても感じる B 少し感じる C 感じない）
- 3 国籍 （A とても感じる B 少し感じる C 感じない）

問 17 性別、障害の有無、国籍の他に、あなたが考えるこどもが生活する中で直面する差別や格差があればお答えください。（自由筆記）

問 18 こどもが生活する中で直面する差別や格差はどうすれば解消できると思いますか。あなたの意見をおこたえください。（自由筆記）

【地域とのかかわり】

問 19 あなたと地域の大人の方のかかわりについてすべて選んでください。

- 1 近所の方とあいさつをしたり、話したりする
- 2 地域のお祭りやイベントに参加をしたことがある
- 3 地域のごみ拾いなどのボランティア活動に参加をしたことがある
- 4 保護者以外に、地域に相談に乗ってくれる大人がいる

問 20 児童の権利に関する条約では、児童に対し措置を講じる場合は「児童の最善の利益」を考慮することとしています。こどもの最善の利益を図るために必要と思うことについてお答えください。(自由筆記)